

★アルファベット別手続き内容

A …手続き不要です

高校生年代の児童がいる場合および児童が3人以上いる場合は、職権で額改定（増額）します。

B …**手続きが必要です**。以下の書類を提出してください。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・別居監護申立書・・・（高校生年代までの児童と町外別居している場合のみ必要）
- ・町外別居している児童の住民票・・・（世帯全員の基本事項に加え、続柄が記載されているもの）

C …**手続きが必要です**。以下の書類を提出してください。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書・・・（大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要）

【高校生年代の児童を養育している方】

その児童の児童手当（または特例給付）を、その児童が15歳の年度末に到達するまで瀬戸内町から受給していなかった場合や、受給していたがその児童が15歳の年度末の時点から住民票の異動をしている場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。

D …**手続きが必要です**。以下を確認し、該当する書類を提出してください。

【高校生年代までの児童を養育している方、高校生年代と大学生年代の子どもをどちらも養育していて合計人数が2人以下となる方】

- ・児童手当認定請求書
- ・別居監護申立書・・・（高校生年代までの児童と町外別居している場合のみ必要）
- ・町外別居している児童の住民票・・・（世帯全員の基本事項に加え、続柄が記載されているもの）

【高校生年代までの児童と大学生年代までの子どもをどちらも養育していて、合計人数が3人以上となる方】

- ・児童手当認定請求書
- ・別居監護申立書・・・（高校生年代までの児童と町外別居している場合のみ必要）
- ・町外別居している児童の住民票・・・（世帯全員の基本事項に加え、続柄が記載されているもの）
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書・・・（大学生大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要）

※別居監護申立書には「児童の住民票」の添付が必要です。